

宅地造成に伴い設けられる自動車車庫の取扱いについて

宅地造成に伴い、主たる建築物に先行して築造される附属自動車車庫（建築物本体が完了するまで当該自動車車庫を使用しないものに限る。）については、次により取り扱うこととする。

- 1 宅地造成等規制法の許可申請時に法に基づく構造検討を行うものとする。
- 2 確認申請は、主用途である住宅等の申請の際に併願とし、法第 48 条等の検討を行うものとする。
- 3 自動車車庫の床面積は、原則として、30 平方メートル以下かつその敷地の許容容積率の 4 分の 1 以下のものとする。

本取扱いは、廃止する。施行期日は平成 23 年 10 月 20 日とする。なお、平成 23 年 10 月 19 日までに以下のいずれかを行った計画で、平成 24 年 6 月 30 日までに工事に着手する宅地造成に伴い設けられる自動車車庫については、なお従前の例による。

- ・川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第 12 条に基づく事業概要書の提出
- ・都市計画法第 29 条に基づく開発行為の許可申請
- ・宅地造成等規制法第 8 条に基づく宅地造成の許可申請

〈改正経過〉

制定 60 川建調第 403 号 昭和 61 年 2 月 12 日 建築局長

改正 8 川建指第 191 号 平成 8 年 5 月 29 日 建築局長

改正 11 川ま指第 1017 号 平成 12 年 1 月 17 日 まちづくり局長

廃止 23 川ま情第 867 号 平成 23 年 7 月 8 日(施行期日:同年 10 月 20 日) まちづくり局長